

歴史香る、江戸時代の旅人気分 箱根旧街道 日帰りハイク

旅行代金（大人ひとり様）

J-Basket 会員	J-Basket 会員以外
15,800円	18,800円

◆旅行代金には、バス代、食事代、入場料、専門ガイド代、添乗員代、諸税・サービス料を含みます。

◆ご参加にはJ-Basket会員の同伴が必要です。

（J-Basket会員の方は、おひとり様でも参加できます）。

◆中高生は会員代金から500円引き、小学生は会員代金から2,000円引き（昼食はお子様ランチ）となります。

日 時	行 程 (移動記号: →貸切バス、…徒歩)	食 事
11/22 (土)	小田原駅 (9:00発) →旧東海道・畠宿… 箱根旧街道…甘酒茶屋…権現坂…元箱根・ 芦ノ湖畔→山中城（北条氏による築城）→ 三島スカイウォーク（全長約400mの歩行者専用吊り橋）→小田原駅 (17:00頃着)	朝一 昼○ 夕一

<歩行時間> 約3時間40分 <歩行距離> 約6キロ <高低差> 約370m

◆添乗員同行 ◆募集人員：25名様・最少催行人員：16名様 ◆利用バス会社：神田交通または同等クラス（バスガイドは同乗しません）

※昼食はご用意いたします。※舗装されていない山道でも歩きやすい靴、トレッキングシューズや靴底の厚いウォーキングシューズをご用意ください。※雨天用に上下別のレインウェアを必ずご準備ください。※歩行時に不要な荷物はバスに置いておくことができます。※歩行中の飲み物（水筒やペットボトル）は各自でご用意ください。※天候等により、行程を短縮、変更する場合があります。※写真はすべてイメージです。



街道沿いには昔ながらの史跡が多く点在



全長400mの三島スカイウォーク

箱根は観光だけでなくハイキングにもおすすめ。旧東海道・畠宿から昔ながらの道を歩いて芦ノ湖へ。午後は名城・山中城に立ち寄ります。『箱根の山は天下の嶮』でおなじみの旧街道沿いには、江戸期の遺構が奥ゆかしく点在。専門ガイドの解説とともに箱根旧街道を歩きます。

お申し込みの方へのご案内（お申し込みいただく前に、この頁と各コース毎のご案内とご注意を必ずお読みください。）

お申し込みの際には、必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

●募集企画旅行契約

この旅行は（株）JTBガイアック（東京都品川区東品川2-3-11観光庁長官登録旅行業第712号。以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。また、旅行条件は、記に記述のほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前に渡す最終行程表と共に確定書面及び当社旅行業者証明書（旅行業者登録証書）にて記載された条件と並び適用される旅行条件書（全文）に記載された条件との相違がある場合は、当該パンフレット記載の旅行条件が適用されます。

●旅行のお申込み及び契約成立時期

(1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、当社のお申込金を添えてお申込みください。お申込金は、旅行代金の支払いに充てられます。(2) 駐車料、料金引換券などの他の旅費の手帳で出力された金額の、当社の手数料を承認する旨の通知がお客様に到達した場合は、料金引換紙面に記載して下さい。(3) お客様が旅行予約書にて予約・店頭でお支払いする方法を採択した場合、当社の手数料を承認する旨の通知がお客様に到達した場合は、料金引換紙面に記載して下さい。(4) 旅券は、電話によるお問い合わせにて、(1)(2)の申込金を添えてお申込み下さい。また、領事館・大使館・外務省の領事館・総領事館等で提出する際の領事館・大使館への申込金を添えてお申込み下さい。また、電話・郵便・FAX等の他の通話手段で提出する際の領事館・大使館への申込金を添えてお申込み下さい。(5) 記載の手数料を含む料金を添えてお申込み下さい。

●お申込金（おひとり様）

旅行代金	お申込金	旅行代金	お申込金
6千円未満	旅行代金の20%	10万円未満	20,000円
3万円未満	6,000円	15万円未満	30,000円
6万円未満	12,000円	15万円以上	旅行代金の20%

●旅行代金のお支払い

旅行代金は新規（山中城）の前日も含めて10日前にあらかじめ（お申込みが困難の場合は当社が指定する出発日まで）に支払うございます。お客様が当社認証カード会員である場合は、お客様のお名前で旅行代金、料金引換券などを支払うことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承認日といたします。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。
(1)取消料の金額は、契約書面に明示します。
(2)本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

契約解除の日	取消料（お1人様）
1) 21日前にあたる日以前の解除 (日帰り旅行にあては11日前)	無 料
2) 20日前にあたる日以降の解除 (旅行開始にあっては10日前) (3~6ヶ月を除く)	旅行代金の20%
3) 7日前にあたる日以降の解除 (4~6ヶ月を除く)	旅行代金の30%
4) 旅行開始前の解除 (5日前)	旅行代金の40%
5) 当日の解除 (6ヶ月を除く)	旅行代金の50%
6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

※お客様のご都合による出発日の変更、運行・宿泊機関等行程中の一部変更についても、全体に対する取消料のみなし、取消料の対象となります。

*オプショナルプラン及び航空料代金等に付いても、出発日を基準として上記取消料を適用いたします。

※各料金に適用取消料の明記がある場合は、その取消料をご用意いただけます。

※お客様の都合による出発日による変更、ヨーロッパ内に於ける取扱料に拘らず、半額の料金に付けてお渡し下さい。

※お客様の都合による出発日による変更、ヨーロッパ内に於ける取扱料に拘らず、一部の変更についても、全部に付けてお渡し下さい。

※お客様がお渡された申込書等の対象となります。

※お客様がお渡された申込書等の対象となります。